

第3回 介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)についての説明会 (通所介護事業所向け)

平成28年6月14、16、21日
午後7時00分～



丹波市福祉部介護保険課

本日の内容

1. はじめに
2. 丹波市が実施するサービス事業について
3. 一体的にサービスを実施する場合について
4. 事業所指定と事務手続きについて
5. 利用契約と事務手続きについて
6. 請求事務について
7. 質疑応答

1. はじめに

◆介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨

市町村を中心に、地域の実情に応じて、
住民等の多様な主体が参画し、
多様なサービスを充実することで、
地域の支え合い体制づくりを推進し、
要支援者等に対する効果的・効率的な支援
を目指すもの。

要支援者の訪問介護・通所介護を、
全国一律の**給付**から
区市町村が柔軟に取り組む
総合事業へ移行する



**「予防給付」の
見直し」**

介護予防
訪問介護

と

介護予防
通所介護

が

平成29年4月から
介護予防・日常生活支援
総合事業に移ります

総合事業の対象者について①

①要支援認定を受けた者全員(2号被保険者も含む)

→介護保険被保険者証の要介護状態区分等に
「要支援1」もしくは「要支援2」と印字されている者

②基本チェックリストの記入内容が、事業対象基準に
該当した者(2号被保険者は除く)

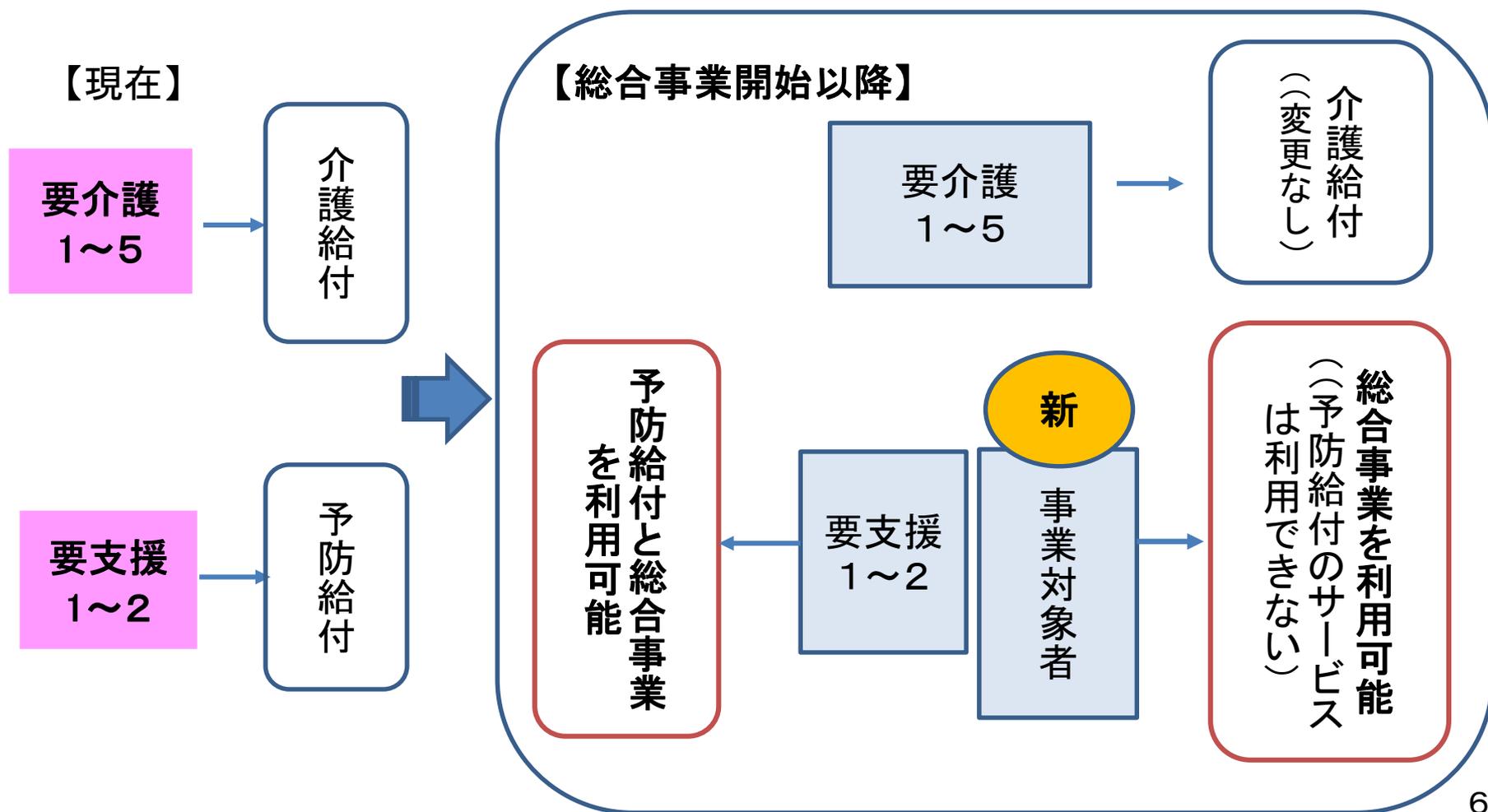
→介護保険被保険者証の要介護状態区分等に
「総合事業対象者」(予定)と印字されている者

※住所地特例者は、住民登録のある自治体の制度に倣う。

今まで要支援認定を受けていた利用者が、事業(旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護)のみを利用する場合でも、要支援認定を受けることは今までどおり可能である。

総合事業の対象者について②

総合事業のサービス(のみ)を利用する場合には、要支援認定によるほか、地域包括支援センターなどで対面により基本チェックリストの判定を受け、「事業対象者」(要支援相当の者)となることによっても、利用が可能に。



サービス別該当者一覧

		認定等を受けていない 一般高齢者	総合事業 対象者	要支援 1・2	要介護 1～5
サービス名	介護予防・日常生活支援 サービス	×	○	○	×
	予防給付のサービス (介護予防通所リハビリ・介護予防訪問看護・介護予防訪問入浴介護・福祉用具貸与等)	×	×	○	×
	介護給付のサービス	×	×	×	○
一般介護予防事業		○	○	○	○

2. 丹波市が実施する サービス事業について

サービスの類型(国の例示・通所型サービス)

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

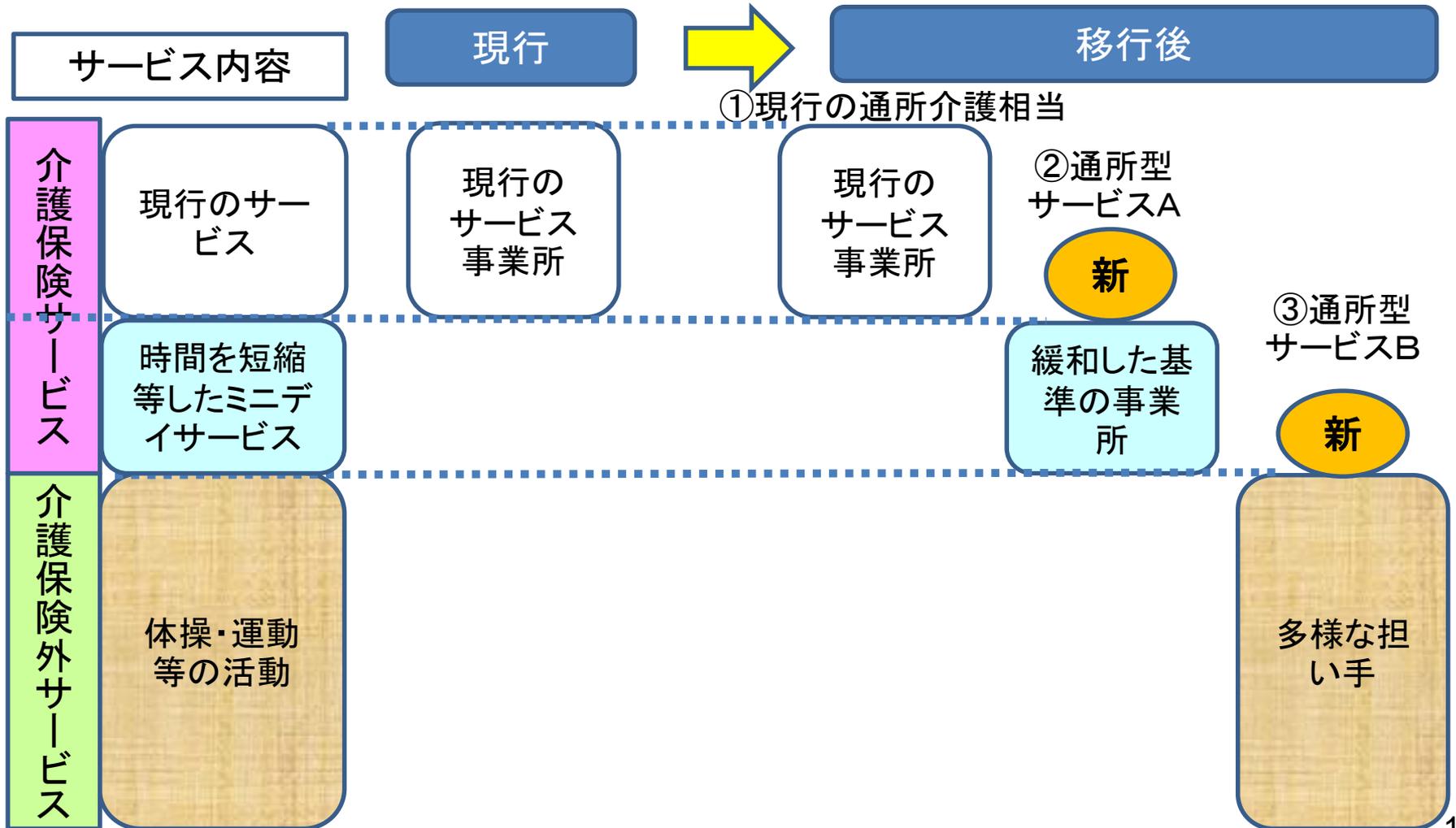
丹波市におけるサービス事業の実施について

- ・現行の予防給付に相当するサービスは、現行の基準・単価水準を維持し、実施。
- ・訪問型・通所型ともに、市独自に基準を緩和したサービス(サービスA)を実施。
- ・住民主体の支援活動に対する補助(サービスB)を実施。

	現行相当	基準緩和サービス (サービスA)	住民主体の支援活 動への補助 (サービスB)
訪問型	◎ 現行基準を維持し 実施	◎ 人員基準を緩和し 実施	◎ 実施
通所型	◎ 現行基準を維持し 実施	◎ 人員・設備等を緩和し、 実施	◎ 実施

丹波市版通所型サービスの考え方

要支援者相当の高齢者を対象とし、身近な場所での継続的・定期的な通いの場を創設し、日常生活上の支援及び機能訓練をおこなうことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。



介護予防・生活支援サービスの想定利用者数について

サービス	利用人数準
介護予防訪問介護	157人
介護予防通所介護	291人

※丹波市被保険者のうち、平成28年3月の実利用人数より集計

丹波市版通所型サービスの対象者の目安について

	国基準通所型サービス	基準緩和通所型サービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
内容	通所介護と同様のサービス	<p>短時間デイ(※時間指定なし) 必須:いきいき百歳体操 閉じこもり、認知症予防を目的とし、生きがいづくり、社会交流に資するレクリエーションや趣味活動、体操などの様々な活動を事業所施設内等で行う</p>
送迎の有無	有	
対象者	要支援者・事業対象者	
対象者の考え方 (目安)	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、食事、排泄に介助が必要なケース ・すでにサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ・認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴うケース ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース(3ヵ月後に見直し、上限6か月まで) ・医療依存度の高い人(透析、インスリン治療、難病、脳血管疾患在宅酸素、精神的不安定等継続的観察の必要な人) ・集中的に生活機能向上トレーニングを行うことで改善が見込まれるケース(可能な時点で住民主体の支援に移行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ、食事等の介助が不要なケース ・軽度の認知症状はあるが、レクリエーションや趣味活動、体操等の活動に参加が可能な方 <p>※現行相当サービス対象者以外であり、サービスB、一般介護予防で対応可能な方はまずB、一般を選択 ※サービスB、一般介護予防の拡充(対応地域、内容等)状況によりできるだけB、一般へ移行する ※一定のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援に移行していく</p>
事業の実施方法	事業者指定	
想定されるサービス提供者	通所介護事業者の従事者	主に雇用されている労働者+ボランティア(通所介護事業者 等)
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)	
市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払いまたは月ごとの包括払い	* 市は負担金として支払う

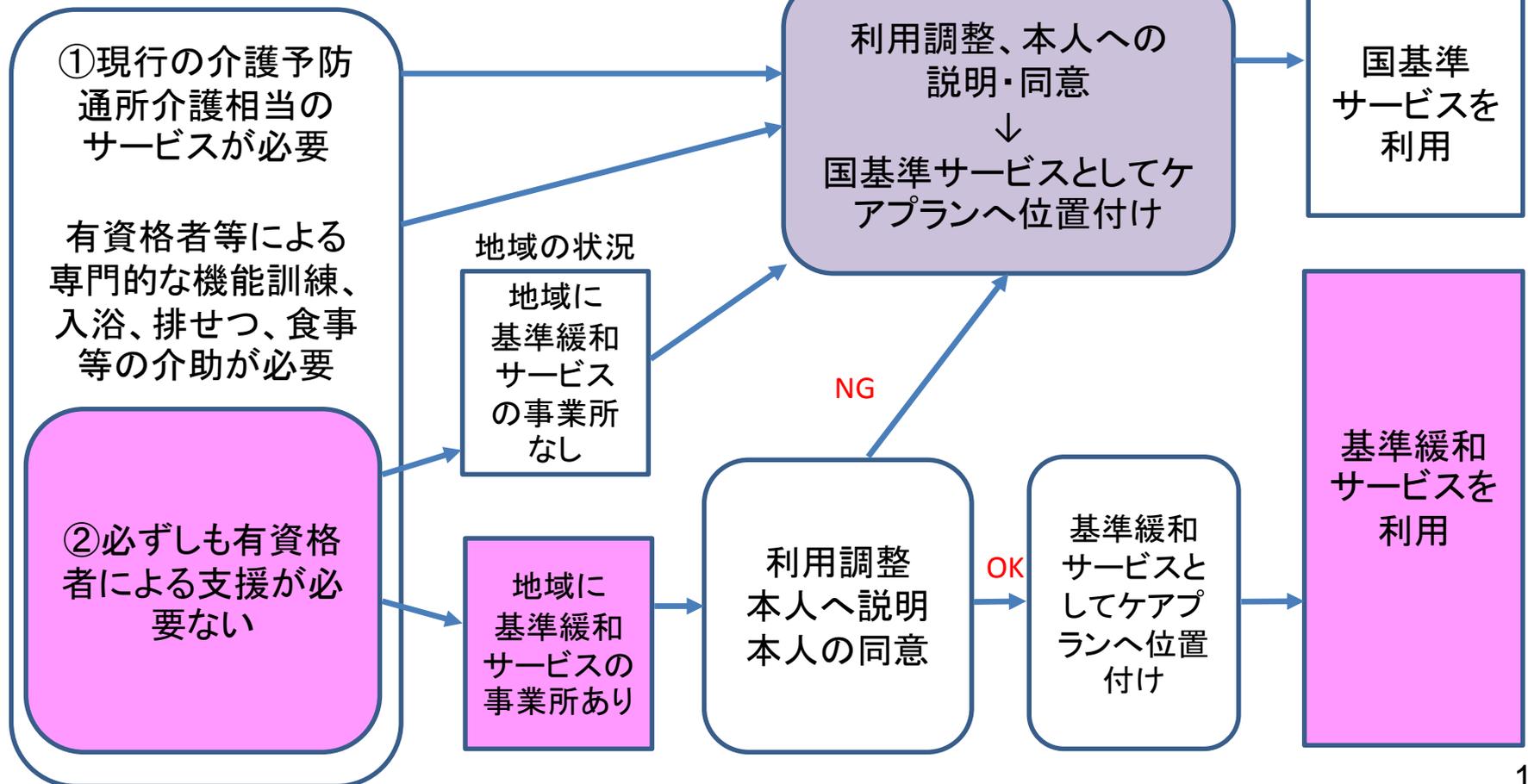
基準緩和通所型サービスの対象者の考え方について

・必ずしも有資格者によるサービスを必要としないとされ、かつ地域に基準緩和通所型サービス(サービスA)の事業所があるとき、利用調整・本人同意を経て、基準緩和通所型サービスとしてのサービス提供となる。

アセスメントの結果、本人に必要とされたサービス

ケアプラン

利用サービス



通所型サービスの基準

名称		国基準通所型サービス	基準緩和通所型サービス
類型		現行相当サービス	通所型サービスA
基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事可能 ■ 生活相談員 専従1以上 ※1以上は常勤 ■ 看護職員 専従1以上 ■ 介護職員 ～15人:専従1以上 15人～:利用者1名につき専従0.2以上 ※1以上は常勤 ■ 機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 管理者 1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ■ 従事者 ～15人:専従1以上 15人～:利用者1人に必要数 ※利用者の処遇に支障のない場合、同一敷地内の事業所の職務と兼務可
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ■ 静養室・相談室・事務室 ■ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■ 必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ■ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ■ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ■ 必要な設備・備品
	運営 (※下線は法令順守事項)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別サービス計画の作成 ■ 運営規定等の説明・同意 ■ 提供拒否の禁止 ■ <u>訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</u> ■ <u>秘密保持等</u> ■ <u>事故発生時の対応</u> ■ <u>廃止・休止の届出と便宜の提供等</u> <p>他 旧予防省令と同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じ個別サービス計画の作成 ■ 運営規定等の説明・同意 ■ 原則提供拒否の禁止 ■ <u>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</u> ■ <u>従事者又は従事者であった者の秘密保持</u> ■ <u>事故発生時の対応</u> ■ <u>廃止・休止の届出と便宜の提供等</u> <p>その他旧予防省令との相違点は別紙</p>

通所型サービスの人員基準等(要点)

- ・ 国基準通所型サービス（現行相当サービス）は、現行の介護予防通所介護と同じ基準及び単価。
- ・ 介護予防通所介護の人員、設備、運営基準を緩和したサービス「基準緩和通所型サービス」を丹波市独自に創設。
- ・ 通所介護、介護予防通所介護及び介護予防通所型サービスの管理者、介護職員は、それぞれ基準緩和通所型サービスの管理者及び介護職員と、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。（一体的に実施している場合に限る）
- ・ 送迎をサービスに含む。（送迎しなかった場合の減算は設けない。）
- ・ 同一建物減算は設ける。考え方は介護予防通所介護の同減算の取扱いに準ずる。

通所型サービスの運営基準

○国基準通所型サービス

現在の介護予防通所介護の基準のとおり

○基準緩和通所型サービス(サービスA)

人員、設備については前頁のとおり

※緩和となるもの

旧予防省令 第9条提供拒否の禁止
第109条具体的取扱方針

※省略となるもの

旧予防省令 第10条サービス提供困難時の対応、第12条要支援認定の申請に係る援助、第15条介護予防サービス費の支給を受けるための援助、第102条勤務体制の確保、第30条運営規程の概要等の掲示、第32条虚偽広告の禁止、第36条会計の区分、第108条基本取扱方針、第110条サービス提供時の留意点、第111条安全管理体制等の確保

通所型サービスの単価等

名称	国基準通所型サービス	基準緩和通所型サービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
算定単価	1回あたり	
単価	週1回程度(要支援1、事業対象者) 378単位/回 月4回超の場合 1,647単位/月 週2回程度(要支援2、事業対象者) 389単位/回 月8回超の場合 3,377単位/月	週1回程度(要支援1、事業対象者) 295単位/回 月4回超の場合 1,285単位/月 週2回程度(要支援2、事業対象者) 303単位/回 月8回超の場合 2,634単位/月
加算	旧来の介護予防通所介護と同様	①介護職員処遇改善加算 算定要件は、現行相当サービスと同様 ②いきいき百歳体操実施加算(独自加算) 加算単位:15/1回 原則、1月に4回(週1回)実施すること DVD、バンド、おもりは無償提供
1単位あたりの単価	10円	
利用者負担	原則1割、一定以上所得者は2割	
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象(事業対象者は目安) 国保連で管理	
事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払	
サービスコード	A5(みなし指定事業所) A6(平成27年4月1日以降指定)	A6・A7

支給限度額について

- 総合事業のサービス分(国基準、基準緩和)と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理が行われる。
- 支給限度額は下記のとおりとする。

	支給限度額	(注)
要支援1	5,003単位/月	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位/月	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位/月	要支援1の限度額を原則とするが、利用者の状況から特に要支援1の限度額を超える量のサービスが必要とされた場合には、要支援2の限度額まで利用を可とする。(地域包括支援センターにて適切に判断する。)

認定期間について

介護保険被保険証に記載されている 要介護状態等区分	認定期間
要支援1	更新の場合、最大24ヶ月(予定)※ 新規・区分変更は現行どおり
要支援2	更新の場合、最大24ヶ月(予定)※ 新規・区分変更は現行どおり
事業対象者	なし

※対象者には介護認定係より通知等の予定

3. 一体的にサービスを 実施する場合について

基本的な考え方

- (1) 「要支援」で訪問介護・通所介護の利用者について、本人の意向やサービスの継続性に配慮しつつも、可能な限り多様なサービスへの移行を促し、費用の効率化を図る。
- (2) 基準緩和型サービスは、「予防給付の受け皿」として、市独自の基準・単価を定め、介護事業者を中心とした提供体制を築く。

通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準

厚生労働省：介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン参照

		現行の通所介護相当のサービス(現行の基準と同様)と一体的に実施	緩和した基準によるサービスと一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>○現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 4人以上</p>	<p>○従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数(下線部分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員 2人以上+必要数(市町村の判断)</p>
	設備	<p>○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・衛生管理等 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
	備考	<p>○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区別するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮</p>	

通所型サービスと通所介護を一体的に運営する場合の基準

1. 通所介護と国基準通所型サービスを一体的に運営する場合

通所介護と介護予防通所介護(予防給付)を一体的に実施する場合と同様に、人員・設備に関して通所介護の基準を満たしていれば、国基準通所型サービスの基準を満たしているものとする。

2. 通所介護、国基準通所型サービス、基準緩和通所型サービスを一体的に運営する場合

- 1) 設備に関しては通所介護の基準を満たしていること
- 2) 人員に関しては通所介護と国基準通所型サービスについては、通所介護の利用者(要介護者)と国基準通所型サービス利用者(要支援者等)との合算で人員を配置する。これとは別に基準緩和通所型サービスについては、当該サービスの利用者(要支援者等)数で、人員を配置する。(基準緩和通所型サービスの看護師については不要だが、体調急変時には看護師と連携が図られていること。)
- 3) 利用定員は、通所介護と国基準通所型サービスの合算で定め、基準緩和通所型サービスはこれとは別に利用定員を定める。
- 4) 必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮する。

4. 事業所指定と 事務手続きについて

総合事業における事業所指定 その1

指定申請

指定時期	現行相当サービス (国基準)	緩和した基準によるサービス (サービスA)
平成27年3月31日 時点で介護予防通所 介護の指定を受けている事業所	申請不要 ★みなし指定	申請必要
平成27年4月1日 以降に介護予防通 所介護の指定を受けた事業所	申請必要	申請必要

指定の有効期間

ア みなし指定事業所

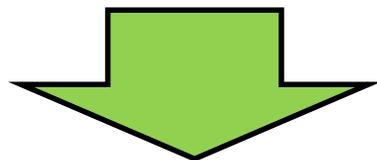
指定有効期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）

イ みなし指定非該当事業所

指定有効期間：平成29年4月1日～平成35年3月31日（6年間）

※平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所様等で、平成29年4月1日から指定を受けた場合になります。

※緩和した基準のサービス（サービスA）も同様です。



有効期間以降は**更新申請**が必要

総合事業における事業所指定 その2

総合事業に係る事業所指定は丹波市が行う。H30.3までは、事業所指定が3種類存在する。

○総合事業における事業所の指定権者は丹波市となります。

新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は、丹波市へ提出。

○H30.3までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が併存することになるので、事業所の指定も3種類が存在する。このため、変更届や加算届は、兵庫県と丹波市に届け出ることになります。

○なお、総合事業に係る各種届出の様式は、別途お示しします。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	通所介護	指定通所介護事業所の指定	兵庫県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	丹波市
予防給付	介護予防通所介護	指定介護予防通所介護事業所の指定	兵庫県
総合事業	現行相当サービス サービスA	総合事業の1号通所型サービス事業所の指定	丹波市

指定基準

ア 国基準（現行相当）通所型サービス

介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。したがって、事業所の指定基準（人員・設備・運営）も介護予防通所介護と同一となります。（報酬、加算も同様）

イ 基準緩和通所型サービス（サービスA）

丹波市第1号通所事業の実施に関する要綱において、「基準緩和通所型サービス事業」として規定する。

人員に関する基準、個別サービス計画の作成、サービス提供の拒否、要支援認定の申請に係る援助などの規定を緩和・省略している。

総合事業における事業所指定 その3

他市町村の被保険者の利用と指定

ア みなし指定事業所

「みなし指定」は、条件を満たす事業所様が、全国の市町村からH27. 4. 1にそれぞれ指定を受けた扱いとなるため、指定有効期間内は受け入れ可能（当該市町村への新規指定の手続きは不要）
⇒H30. 4. 1以降は、当該市町村に更新申請が必要となります。

イ みなし指定非該当事業所

他市町村に住民票のある方（住所地特例者を除く、他市町村の被保険者）を受け入れる場合は、当該市町村で指定の手続きが必要。
（地域密着型サービスにおける指定と同様の考え方）

指定等に関する手続き

ア みなし指定事業所

提出書類

指定申請は不要ですが、①介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書と②介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表の提出が必要です。

提出時期

平成28年12月上旬頃を予定。なお、事業を廃止又は休止される場合は、「廃止・休止・再開届出書」を提出して下さい。

イ みなし指定非該当事業所

提出書類

下記の書類の提出が必要です

- ①指定申請書
- ②付表
- ③指定申請に係る添付書類一覧にある書類
- ④介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ⑤介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

提出時期

平成28年12月上旬頃を予定。現行相当サービス又は緩和した基準のサービスに参入いただける場合は、提出して下さい。様式は、参入希望の事業所様へ後日お渡しします。

変更届について

○事業所は、一定の事項に変更があった場合は、**10日以内**にその旨を届け出る必要があります。

＜届出が必要な主な事項＞

・定款、平面図、管理者の氏名等、運営規程、役員の氏名等

＜提出書類＞

・変更届 ・付表 ・添付書類

体制等に関する届について

○届出が**各月15日以前の場合** …… 翌月から算定可

○届出が**各月16日以降の場合** …… 翌々月から算定可

＜提出書類＞

・体制届 ・体制等状況一覧 ・要件を満たすことが分かる書類

5. 利用契約と 事務手続きについて

総合事業実施に伴い変更が必要な事項

定款の変更

①総合事業開始に伴い、事業の根拠として定款への記載が必要となります。

**記載例 「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」**

※第1号通所事業には、現行相当サービス及び緩和した基準によるサービスの実施の場合も含まれます。

※現在の定款中に下記の文言が記載されている場合、総合事業の内容も含まれることとなりますので、変更は不要です。

**記載例 「老人デイサービス事業」「老人デイサービスセンター」
「前各号に付帯する一切の事業」**

②平成30年3月31日までは、「介護予防通所介護」の記載を削除しないようにして下さい。(予防通所介護と総合事業が併存しているため)

記載例 「介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第1号通所事業」

③定款の変更にあたっては、所管庁がある場合は事前に確認して下さい。

運営規程・契約書・重要事項説明書の変更

○総合事業への移行に伴い、提供するサービスが変わるため、変更が必要となります。

①サービスの種類

現在	変更後(総合事業移行後)
介護予防通所介護	丹波市第1号通所事業(国基準通所型サービス)
	丹波市第1号通所事業(基準緩和通所型サービス)
	介護予防通所介護及び第1号通所事業

※契約書は、誤解の生じない記載であれば、介護給付によるサービスと総合事業のサービスの内容も併せた様式も差し支えないと考えます。

※運営規程は、介護給付と総合事業を別々に作成しても、一体的に作成しても差し支えないと考えます。

※ひな形を参考に、関係法令に基づき作成して下さい。

②介護予防ケアプラン

- ・ 介護予防サービス計画、介護予防マネジメントケアプラン（総合事業によるサービス計画）の両者、またはどちらかを示す。

③利用料

- ・ 市単価による利用料金表の変更（1回当たり）
- ・ 負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額となる。

④その他、分中で引用する文言

分中に法令等を引用している場合は、変更が必要な表記を確認し、適切に修正等を行って下さい。

- ・ 厚生労働省令 ⇒ 市要綱
- ・ 県条例 ⇒ 市要綱

事業者と利用者の契約

総合事業への移行に伴い、利用者に対して現在の予防給付等と同様に、指定事業者は、**重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービスを提供**して下さい。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者 (要支援者)	再契約	(再)同意
新規 (要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※既利用者（介護予防通所介護）とは、改めて契約を交わすことが適当と考えますが、契約書及び重要事項説明書の**変更部分のみを抜粋した文書を作成**し、説明と同意をいただく方法でも差し支えないと考えます。

※現行相当サービスと緩和した基準のサービスを一体的に契約することも差し支えないと考えます。（提供するサービスを網羅する必要あり）

※現在使用されている契約書の中に、**内容を読み替える規定を追加**する方法も考えられます。

⇒次ページ参照

(介護予防・日常生活支援総合事業実施の際の読み替え)

第●●条 利用者の保険者である丹波市が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防通所介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)」第5条による改正前の法における介護予防に相当するサービスとして、総合事業において実施される通所型サービス(次項において「介護予防通所介護相当サービス」という。)と読み替えるものとする。

2 当事業所が介護予防通所介護相当サービスに係る第115条の45の3第1項の指定を丹波市から受けていない場合は、前項の読み替えは行なわない。

※契約書文面と整合性が必要であって、文面案をそのまま用いることが出来ないことがあります。

※この文面案はあくまで例示です。

6. 請求事務について

総合事業における報酬（事業費）の請求事務

- 審査、支払は従来どおり国保連合会に委託します。
- 国保連合会に請求し、（1割又は2割は利用者から徴収）連合会から支払われる流れは現行と変わりませんが、サービスコードが変わります
- 移行期間中は、予防給付と総合事業の請求が混在しますので、注意して下さい。

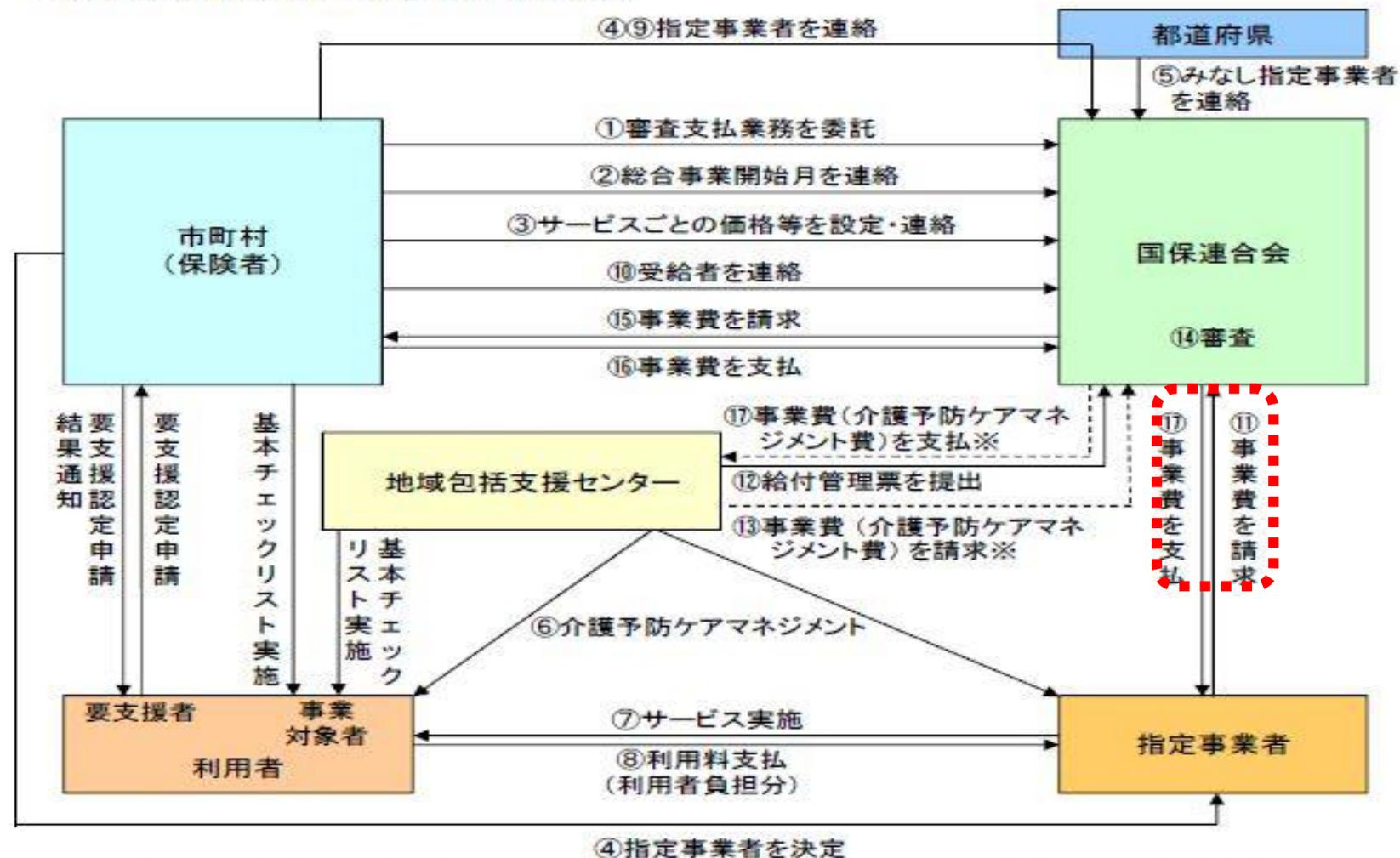
<介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表>

事業所種別	現行相当サービス (国基準)	緩和したサービス (サービスA)
平成27年3月31日時点で 介護予防通所介護の指定を 受けている事業所	A 5	A 6・A 7
平成27年4月1日以降に介 護予防通所介護の指定を受 けた事業所	A 6	A 6・A 7

※請求ソフトのコード設定に関しては、ご利用の事業者にご相談し
対応して下さい。（サービスコードを反映した単位数表マスタ
（CSV）を後日、市ホームページで公開する予定です。）

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合

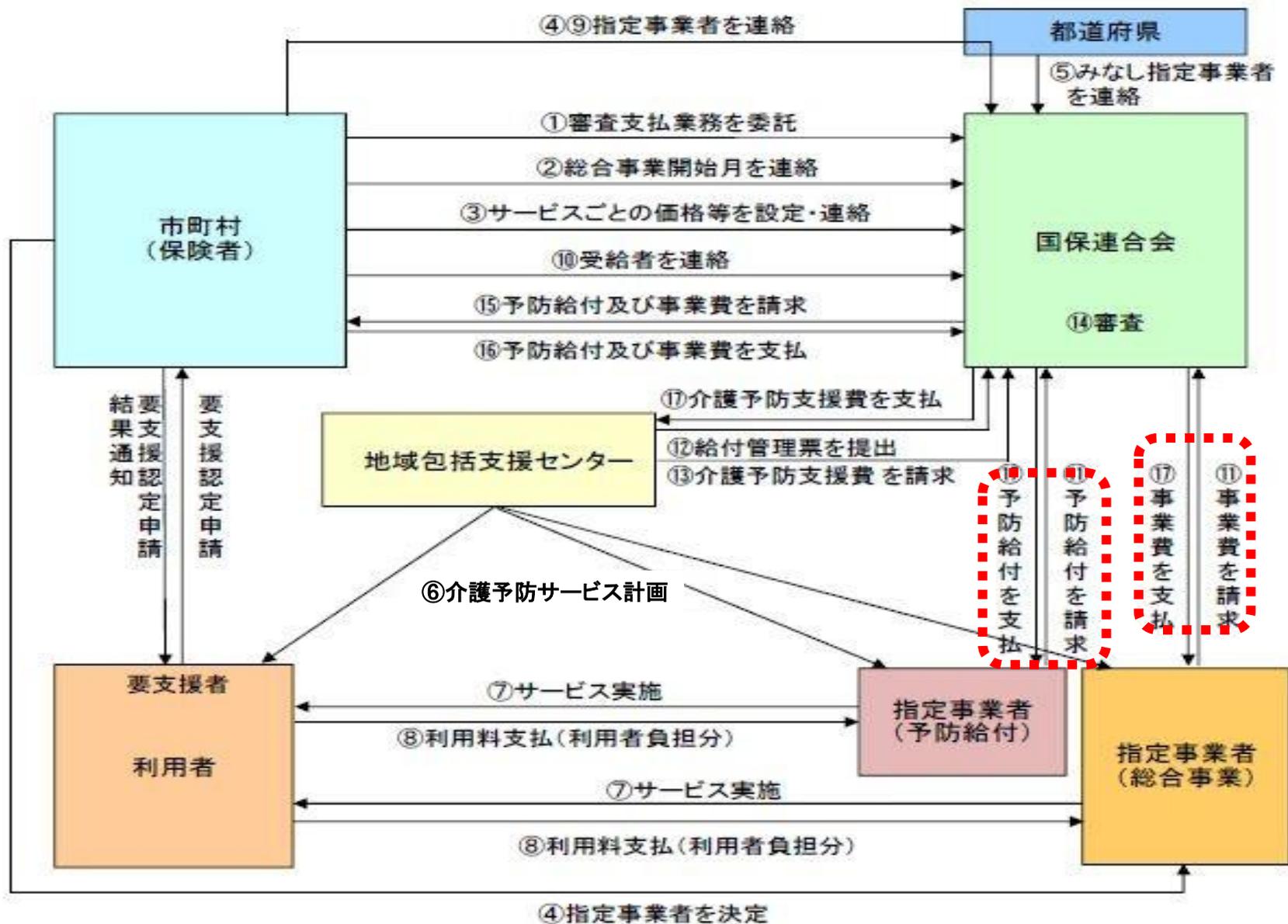


※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。
 なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

国保連合会の審査支払業務の流れ (1) 利用者が事業のみを利用する場合

分類	No	事務処理内容		
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。	
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。	
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。	
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	5	⑭	審査	国保連合会は審査を行う
	サービス提供月翌々月	20日まで	⑮	事業費を請求
25日まで		⑯	事業費を支払	市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
月末まで		⑰	事業費を支払	国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



国保連合会の審査支払業務の流れ (2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合

分類	No	事務処理内容	
サービス提供月前月	⑥	介護予防サービス計画	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防サービス計画を行う。
サービス提供月	⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
	⑧	利用料支払 (利用者負担分)	利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	予防給付及び事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
	5	⑬	介護予防支援費を請求 請求明細書(介護予防支援費)を提出する。
		⑭	審査 国保連合会は審査を行う
サービス提供月翌々月	20日まで	⑮	予防給付及び事業費を請求 国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯	予防給付及び事業費を支払 市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	予防給付及び事業費を支払 国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

事業所指定・契約・報酬請求におけるまとめ

- 緩和した基準のサービスの実施は、**全事業所が新規に指定申請が必要**となります。
- 緩和した基準のサービスの指定申請の提出時期は、**12月上旬頃を予定しています。（後日、参入希望の事業者様にご案内します。）**
- 平成30年3月までは、変更届や加算届は兵庫県と丹波市に届出が必要になります。
- 総合事業の実施に伴い、原則、定款・運営規程・契約書・重要事項説明書の変更が必要となります。
- 総合事業を実施する場合は、原則、「利用者との契約」「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要です。
- 報酬（事業費）の請求は、現行の給付と同様の流れになりますが、**サービスコードが変わりますので、対応が必要です。**
(国保連合会 請求 ⇒ 審査 ⇒ 支払)